

転入（他市町村→鴨川市）



下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当 ✓	受付場所・担当課	受付済 ✓	
住所	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード		本庁舎1階 市民生活課 市民係 ☎04-7093-7831		
	印鑑登録が必要な方（原則本人来庁）	印鑑登録	・顔写真付の本人確認書類 ・登録する印鑑			★	
保険・年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付			本庁舎1階 市民生活課 保険年金係 ☎04-7093-7839	★	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書			★	
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方 ※ 資格喪失日より14日以内	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付	勤務先の健康保険・厚生年金保険の資格喪失証明書、基礎年金番号がわかるもの、マイナンバー			★	
		・国民年金の加入(第1号被保険者)(20歳から60歳未満まで) ※資格喪失日から14日以内				★	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請				★	
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせの交付(交付物は後日郵送)				★	
		→千葉県外から転入した方	負担区分の確認	(お持ちの方) 負担区分等証明書			★
		→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	・限度区分の表記 ・特定疾病療養受療証 などの申請	(お持ちの方) 前の住所地で発行された受給者証等			★
	年金を加入中・受給中の方	年金の住所変更 農業者年金の方は農協へ ※共済年金の方は共済組合へ	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている人は届出不要				★
	介護	65歳以上の方（鴨川市被保険者のみ）	介護保険被保険者証の交付 (後日郵送・手続き不要)				ふれあいセンター 健康推進課 ☎04-7093-7111
前の住所地で要介護(要支援)認定を受けていた方		要介護(要支援)認定の継続 ※転入日から14日以内	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書				

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当 ✓	受付場所・担当課	受付済 ✓
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		ふれあいセンター 福祉課 ☎04-7093-7112	
		各種福祉サービスの相談・案内	※受付窓口でご相談ください			
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・健康保険の資格情報が確認できるもの ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・同意書(本人または保護者、生計維持者、同一世帯員) ※認印が必要な場合があります			
	自立支援医療を受けていた方	各種自立支援医療の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
子ども	0歳～就学前のお子さんがいる方	乳幼児健診の相談	※お問い合わせください		ふれあいセンター 子ども家庭センター ☎04-7093-7151	
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票			
	妊娠中の方と配偶者の方	パパママ学級のご案内	※お問い合わせください			
	0歳～高校生のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格情報が確認できるもの (3歳未満の子どもがいるとき) ・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの (子どもと別居しているとき)		ふれあいセンター 子ども支援課 ☎04-7093-7113 ※必要なものがそろっていない くてもお越しください	★
		子ども医療費助成の相談・申請	・健康保険の資格情報が確認できるもの(子) ・前住所地の所得課税証明書 ・同意書 (保護者、生計維持者、同一世帯員) ※認印が必要な場合があります			★
	認定こども園等に入園を希望する方 (在園施設の継続利用を含む)	認定こども園等の入園相談	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険の資格情報が確認できるもの(親・子) ・前住所地の所得課税証明書 ・同意書(本人または保護者、生計維持者、同一世帯員) ※認印が必要な場合があります			
	小学生・中学生のお子さんがいる方 (転入届窓口で手続きできます)	転校手続き (入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ提出		天津小湊支所2階 学校教育課 ☎04-7094-0512	
税・料金	上水道を使用する方	使用開始申込み	電話またはインターネットで手続き できます		安房郡市広域市町村圏 事務組合 水道部 お客様センター ☎0470-29-3304	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税)	(他市のナンバープレートが付いている場合) ・転出した市区町村のナンバープレート・標識 交付証明書・本人確認書類 (他市のナンバープレートが付いていない場合) ・廃車申告受付書(廃車証明書)・本人確認書類		本庁舎1階 税務課 市民税係 ☎04-7093-7832	★
	軽自動車、250 cc以下の オートバイを所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください			軽自動車検査協会 050-3816-3116	
	自動二輪(250 cc超)を所有している方	※※袖ヶ浦自動車検査登録事務所でご相談ください			袖ヶ浦自動車検査登録事務所 050-5540-2025	
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		本庁舎2階 環境課 ☎04-7093-7838	
	ごみの出し方のご案内 (転入届受付窓口でご案内)	ごみの分け方・出し方、各地区の 収集曜日のご案内	お住まいの地区により、ごみを出す 日が異なります			★
	粗大ごみの処分が必要な方	粗大ごみ収集の申込	※事前の予約が必要です			★
	ハザードマップの配布(転入届受付窓口でご案内)	津波や洪水、土砂災害にかかる危険箇所を一枚にまとめた防災マップの配布	お住まいの地区により、マップが 異なります		本庁舎4階 危機管理課 ☎04-7093-7833	★

鴨川市役所

〒296-8601
鴨川市横渚 1450 番地

市役所代表電話
☎ 04-7092-1111



市の最新情報はこちら！

2つとも
登録を！

公式ホームページ

安全・安心メール



火災情報



気象警報

空(メールを送信してください)

公式 LINE



▲資源ごみの収集日を
前日にお知らせします！

公式 Instagram

YouTube



▲フォローをお願いします！▲

